

## 「令和元年度介護職員に係るたんの吸引等研修事業」受託予定者の選定基準

標記事業に係る受託予定者については、次の基準により選定するものとする。

### I 研修の構成

#### ①事業提案の狙い

事業提案の狙いとして提案した内容が、事業目的に照らして適切であるとともに、提案の各項目に反映されていること。

#### ②受講定員（重点項目）

20名以上とし、できる限り多くの定員数を確保しているとともに、演習に係る1クラス当たりの人数が研修効果等に関し適切であること。また、受講生の募集方法、研修会場その他の提案に照らして、受講生を現実に確保できると見込まれる内容であること。

#### ③研修会場（重点項目）

研修会場が受講生の通いやすさに配慮したもので、かつ、用途・収容人数等の点で無理のないものであること。自前の会場を持たない場合、会場を確保できる見込みがあること。

#### ④受講生の募集方法（最重点項目）

受講生の募集方法、受講生の所属施設・事業所の種別について想定される配分、申込施設・事業所の調整方法等について、受講生を十分確保できる見込みがあること。

#### ⑤自所属で実地研修を行えない者への配慮（重点項目）

指導を行う看護師等がないなど、自所属で実地研修を行うのが困難な者が研修に参加できるよう、独自の提案を行っている場合、これを評価する。

#### ⑥研修スケジュール

研修スケジュールについて、1日当たりの時間数、1週当たりの研修日数等、研修スケジュールが受講生の通いやすさに配慮したもので、間隔、配分等が研修効果に照らして適切であり、かつ実施にあたって無理のないものであること。

### II 事業執行体制

#### ⑦事業の円滑な運営体制（最重点項目）

事業全体に係る運営体制及び受講生の研修受講管理体制（研修中の事故やトラブルなどに対する危機管理体制等）が、事業が円滑に運営できるものであること。

#### ⑧個人情報の管理

応募者のプライバシーポリシー及び本事業における具体的な個人情報管理方法が適切なものであること。

#### ⑨事業費の積算

経費の縮減に努め、提案された事業費の総額が本事業の目的及び提案者の提案内容を実現できる範囲内で低廉であるとともに、その積算が適切になされていること。

### Ⅲ 応募者自身に関する項目

#### ⑩類似事業の実績

本事業に類似する事業について、豊かな実績を有すること。

#### ⑪組織・管理体制等

応募者の組織・管理体制等が、事業を確実に実施できるものであるとともに、コンプライアンス（法令遵守）に関し過去2年間に申告事項に該当する事由が無いこと。

## 評価採点の考え方

### 1 各項目と配点比率

項目	配点
<b>I 研修の構成</b>	<b>60点</b>
①事業提案の狙い	(5点)
②受講定員(重点項目)	(10点)
③研修会場(重点項目)	(10点)
④受講生の募集方法(最重点項目)	(20点)
⑤自所属で実地研修を行えない者への配慮(重点項目)	(10点)
⑥研修スケジュール	(5点)
<b>II 事業執行体制</b>	<b>30点</b>
⑦事業の円滑な運営体制(最重点項目)	(20点)
⑧個人情報の管理	(5点)
⑨事業費の積算	(5点)
<b>III 応募者自身に関する項目</b>	<b>10点</b>
⑩類似事業の実績	(5点)
⑪組織・管理体制等	(5点)
<b>合計</b>	<b>100点</b>

### 2 各配点の考え方

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5点満点とするが、採点において重点項目は2倍、最重点項目は4倍の評価点数とする。

### 3 採点結果

#### (1) 配点

1出席委員あたり100点を持ち点とし、出席委員数×100点を総合計点とする。  
なお、各委員は、評価採点で同点の場合も、各業者の順位を表示すること。

#### (2) 基準点

総合計点の60%以上の得点、かつ各出席委員の点数が50点を超えることとする。

#### 4 選定方法

(1) 応募者が1業者のみの場合

基準点を満たした場合、受託予定者とする。

(2) 応募者が複数の場合

ア 最高得点業者が、基準点を満たし、かつ出席委員の半数以上が1位の支持をしている場合、その業者を受託予定者とする。

なお、総得点が同点の場合も、出席委員の半数以上が1位の支持をしていることを要する。

イ 半数以上の出席委員の支持がない場合、各員の評価点数とは別に、各委員の評価点数に基づく順位により、次の表に従い点数を付け、当該点数の合計が最高の業者を受託予定者とする。

各委員の評価順位	2業者応募	3業者応募	4業者以上応募
1位	5点	5点	5点
2位	3点	3点	3点
3位		1点	1点
4位以下			0点

なお、上記においても同点の場合は、経費見積額が低い業者を受託予定者とする。